

(別紙)

「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」の一部改正について 新旧対照表  
○清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について（食安発1222第4号）（抄）

(傍線部は改正箇所)

改正後	改正前
<p>(別添)</p> <p>I. 一斉試験法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ミネラルウォーター類中の元素類一斉試験法</li></ul> <p>1. 分析対象元素</p> <p>ホウ素、クロム、マンガン、銅、亜鉛、ヒ素、セレン、カドミウム、<u>アンチモン</u>、バリウム、鉛</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 試薬、試液</p> <p>次に示すもの以外は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2 添加物の部 C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。</p> <p>(略)</p> <p>カドミウム標準原液 市販の1000 mg/Lカドミウム標準溶液を用いる。</p> <p><u>アンチモン標準原液 市販の1000 mg/Lアンチモン標準溶液を用いる。</u></p> <p>バリウム標準原液 市販の1000 mg/Lバリウム標準溶液を用いる。</p> <p>(略)</p>	<p>(別添)</p> <p>I. 一斉試験法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ミネラルウォーター類中の元素類一斉試験法</li></ul> <p>1. 分析対象元素</p> <p>ホウ素、クロム、マンガン、銅、亜鉛、ヒ素、セレン、カドミウム、バリウム、鉛</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 試薬、試液</p> <p>次に示すもの以外は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2 添加物の部 C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。</p> <p>(略)</p> <p>カドミウム標準原液 市販の1000 mg/Lカドミウム標準溶液を用いる。</p> <p>(新設)</p> <p>バリウム標準原液 市販の1000 mg/Lバリウム標準溶液を用いる。</p> <p>(略)</p>

4. ～ 8. (略)

表 1 (略)

表 2 試料の希釈倍率

分析対象元素	希釈倍率 (倍)
カドミウム	5
セレン	
<u>アンチモン</u>	<u>10</u>
クロム	50
ヒ素	
(略)	

表 3 各分析対象元素の検量線濃度範囲と内部標準元素の濃度

分析対象及び内部標準元素	濃度範囲及び濃度 (mg/L)
(略)	
カドミウム	0.00025～0.0025
<u>アンチモン</u>	<u>0.0001～0.0025</u>
バリウム	0.00025～0.005

4. ～ 8. (略)

表 1 (略)

表 2 試料の希釈倍率

分析対象元素	希釈倍率 (倍)
カドミウム	5
セレン	
(新設)	
クロム	50
ヒ素	
(略)	

表 3 各分析対象元素の検量線濃度範囲と内部標準元素の濃度

分析対象及び内部標準元素	濃度範囲及び濃度 (mg/L)
(略)	
カドミウム	0.00025～0.0025
(新設)	
バリウム	0.00025～0.005

(略)

表4 各分析対象元素と内部標準元素の組合せ

分析対象元素	内部標準元素
(略)	
ヒ素	イットリウム
セレン	
カドミウム	インジウム
<u>アンチモン</u>	
バリウム	
(略)	

表5 各分析対象元素及び内部標準元素の測定質量数

分析対象元素及び内部標準元素	測定質量数
(略)	
カドミウム	111
<u>アンチモン</u>	<u>121</u>
(略)	

(略)

表4 各分析対象元素と内部標準元素の組合せ

分析対象元素	内部標準元素
(略)	
ヒ素	イットリウム
セレン	
カドミウム	インジウム
(新設)	
バリウム	
(略)	

表5 各分析対象元素及び内部標準元素の測定質量数

分析対象元素及び内部標準元素	測定質量数
(略)	
カドミウム	111
(新設)	
(略)	

バリウム

137

(略)

- ・ミネラルウォーター類中の陰イオン性化合物一斉試験法 (略)
- ・ミネラルウォーター類中の揮発性有機化合物一斉試験法 (略)

Ⅱ. ・Ⅲ. (略)

バリウム

137

(略)

- ・ミネラルウォーター類中の陰イオン性化合物一斉試験法 (略)
- ・ミネラルウォーター類中の揮発性有機化合物一斉試験法 (略)

Ⅱ. ・Ⅲ. (略)